

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2026年2月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2026年1月中旬～2026年2月中旬）

- インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び使用に関する規定(意見募集稿)
- 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026年版）

II. 今月の中国関連ブログ記事

- EUが中国の禁訴令をWTO提訴している事案の進展（MPIAによる上訴仲裁判断）
- 【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応

III. 中国法務の現場より

- 中国ビジネス、風を読む

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2026年1月中旬～2026年2月中旬）

◆ インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び使用に関する規定(意見募集稿)¹

国家インターネット情報弁公室

2026年1月10日公表 2026年2月9日まで意見募集

1. はじめに

「個人情報保護法」など個人情報の取扱いに関するルールを定めた法令の施行後も、インターネットアプリケーション（以下「アプリ」という。）による個人情報の違法収集・利用等の問題は依然として後を絶たない。2025年3月、中央サイバーセキュリティ・情報化委員会弁公室は、工業情報化部、公安部、市場監督管理総局等関係部門と連携し、個人情報の違法収集・利用に対する集中取り締まりを実施し、ユーザー権益を侵害するアプリの公表等を行った。2025年度に公表されたユーザー権益を侵害していたアプリは3800件以上に上り、その主な問題は、個人情報の違法収集、個人情報取扱規則の明示不足、強制的・頻繁・過度な権限リクエスト、同意のない収集・利用に集中している。

「個人情報保護法」等法令に定めた「目的の明確化」「必要最低限」等の規定は原則的であり、具体的な執行指針の整備が不足している側面もあるため、一部のアプリ事業者が「サービス品質の向上」を名目に「過剰収集」を行っており、アプリがサードパーティ SDK の埋め込み等を通じて間接的な違法収集を行っている実態がある。さらに、実務上、告知同意ルールは形式化し、冗長なプライバシーポリシー、デフォルトでチェックされた同意オプション、拒否できない権限要求等により、ユーザーの「インフォームド・コンセント」は「強制同意」へと変質し、アプリ事業者による個人情報取扱規則は「免責条項」と化している問題もある。

こうした状況を踏まえ、アプリにおける個人情報の収集・利用活動をさらに規範化し、個人情報の権利を保護するとともに、個人情報の合理的な利用を促進するため、国家インターネット情報弁公室は、「サイバーセキュリティ法」「個人情報保護法」「ネットワークデータ安全管理条例」等法令に基づき、「インターネットアプリケーションにおける個人情報の収集及び利用に関する規定（意見募集稿）」（以下「本規定」という。）を起草した。

本規定は全7章39条から構成され、ミニプログラムを含むアプリ²のみならず、ソフトウェア開発キット（以下「SDK」という。）、アプリ配信プラットフォーム³（以下「アプリストア等」という。）、スマート端末等の関係主体も規制対象としている。特に、センシティブな権限の利用については、現在の機能シナリオとの直接関連性、最小頻度・最小範囲内、不要時の即時停止等を義務付けており⁴、今後の業界慣行に重要な影響を与えるものと見込まれる。また、個人情報収集ルールの構造化リスト明示等⁵、ユーザーの理解促進にも配慮した規定が盛り込まれている。

¹ 「互联网应用程序个人信息收集使用规定（征求意见稿）」

² スマート端末にプリインストールされ、ダウンロード・インストールされるアプリケーションソフトウェア、およびアプリケーションソフトウェアのオープンプラットフォームインターフェースに基づいて開発され、インストール不要で使用できるミニプログラム、クイックアプリなどを指す。

³ アプリストア、アプリマーケット、クイックアプリセンター、ミニプログラムプラットフォームなどを含む。

⁴ 本規定第13条

⁵ 本規定第7条

意見募集稿のため、最終的にこのとおりの内容が施行されるわけではないと思われるものの、以下、その主な内容を整理して紹介する。

2. 要点

(1) 適用範囲と責任主体について

ア 適用範囲⁶

本規定は、中国国内におけるアプリ運営時の個人情報収集・利用、及び SDK、アプリストア等、スマート端末が当該活動にサービスを提供する行為に適用される。規制対象には、アプリ、SDK、アプリストア等、スマート端末が含まれ、また、「個人情報保護法」に定める域外適用を踏まえ、本規定においても域外適用を定めている。

イ 責任主体

実務上、多くの個人情報漏洩や違法収集問題は、アプリに組み込まれた SDK に起因する。すなわち、ユーザーが許可を与えるのはアプリであっても、実際に情報を収集しているのは SDK というケースが存在する。本規定は、このような状況における責任主体を明確化し、アプリ及び SDK の事業者（開発者、所有者、管理者又は提供者を指す。）が、それぞれが運営するアプリ及び SDK における個人情報の収集・利用活動及び安全管理について主体責任を負うことを規定している。さらに、アプリ事業者は組み込まれた SDK に対し、アプリストア等事業者は掲載するアプリに対し、スマート端末メーカーはプリインストールされたアプリに対し、それぞれ審査義務を負い、効果的な審査を行わず、個人情報主体の権益に損害を与えた場合には、法律に基づき相応の責任を負うこととされる⁷。

(2) アプリ運営に関するセキュリティ管理要求

本規定は、アプリにおける告知同意ルールを再構築している。「構造化リスト」形式での明示、シナリオ別の同意取得、センシティブな権限の具体的な管理基準を設けた点が特徴である。

ア 個人情報収集利用規則の策定及び更新

本規定は、個人情報の収集・利用に関する規則の策定及び更新等に関し、以下の要求事項を定めている⁸。

- 構造化リスト形式による明示（個人情報の収集・利用の目的・方法・種類、アクセス権限名・頻度、センシティブな個人情報の収集・利用の必要性及びユーザー権益への影響等）
- 構造化リスト形式による組み込み SDK の詳細明示（名称、バージョン、主要機能、事業者名称、収集・利用する個人情報の種類、及び当該 SDK の個人情報収集・利用規則へのリンク）
- ユーザー権利行使方法の明示（閲覧、複製、移転、訂正、補充、削除、処理制限、アカウント解約、同意撤回等の権利）
- 重要事項の顕著な表示（太字、拡大フォント、色分け表示等）
- 変更時の速やかな改訂・更新義務。特に大規模アプリ（登録ユーザー数が 5000 万人以上、又は月間アクティブユーザー数が 1000 万人以上で、業務類型が複雑であるもの）の改訂時は、7 営業日以上意見募集が必要。

⁶ 本規定第 2 条

⁷ 本規定第 4 条

⁸ 本規定第 7 条、第 8 条

イ 同意取得⁹

- 初回起動時、ポップアップ等の顕著な方法でユーザーに個人情報収集利用規則を告知し、ユーザーが内容を十分に理解した上で規則への同意を明確に表明できるようにすること
- 第三者に個人情報を提供する場合には、ユーザーの個別同意を取得すること
- 個人情報収集利用規則を更新した場合は、ポップアップやメッセージプッシュ等の顕著な方法でユーザーに更新内容を速やかに通知し、改めてユーザーの同意を取得すること

ウ 権限リクエスト及び情報収集の管理

スマート端末における個人情報取扱のハイリスクポイントは、位置情報、連絡先、カメラ、マイク権限等のセンシティブな権限と密接に関連している。これらの権限が不正に利用された場合、ユーザーの権益を著しく侵害する可能性がある。例えば、メディア報道によれば、多くのユーザーがアプリによる「盗聴」被害を懸念している。技術専門家によると、技術的・コスト的の観点から、アプリがユーザーを常に盗聴することは通常ないと考えられ、いわゆる「盗聴」は、「キーワードスポッティング」によるものであるとのことであるが、この機能の実現は、アプリによるマイク権限の過剰なリクエストと密接に関連しているようである。

本規定では、特定のセンシティブな権限のリクエスト管理等について、以下のとおり詳細な規定を設けている¹⁰。

- 通信連絡、友達追加、データバックアップに真に必要な場合を除き、連絡先、通話記録、SMSの各権限をリクエストして、ユーザー以外の他の個人情報主体の個人情報を収集・使用してはならない。
- 機能シナリオに基づく個人情報収集・使用の設定オプションを提供し、ユーザーが必要に応じて、一部の機能シナリオにおける関連個人情報の収集・使用に同意できるようにしなければならない。
- ユーザーが具体的な機能を利用する際にのみ、対応する必要な個人情報権限を要求し、同時にその利用目的を通知しなければならない。事前に権限を要求してはならない。ユーザーが権限付与を拒否した場合、アプリは要求を繰り返してはならず、また、ユーザーの他の機能の正常な利用に影響を与えてはならない。
- ユーザーが個人情報収集・利用規則に同意する前に個人情報を収集・利用してはならず、また、ユーザーの同意を得た目的、方法、種類、保存期間の範囲を超えて個人情報を収集・利用してはならない。
- 権限リクエストは、その時点の機能シナリオと直接関連している必要があり、ユーザーが具体的な機能を利用する際に、必要な最小頻度・最小範囲で個人情報を収集しなければならない。現在の機能シナリオで権限が不要になった時点で権限の利用を停止し、不要な個人情報の収集や権限の利用を行ってはならない。
- ユーザーが自ら撮影、音声送信、録音・録画等の機能を選択して使用する場合に限り、カメラ・マイクにアクセスすることができる。ユーザーが関連機能の使用を停止した後や、無関係なシナリオにおいて、これらにアクセスしてはならない。
- ナビゲーション、経路記録、出前・配送サービス、位置情報共有等、リアルタイムの位置情報が必要なシナリオにおいて、位置情報権限を継続的に利用する場合、その頻度は業務機能の実現に必要な最低限の頻度に制限しなければならない。場所の追加、コンテンツ検索、コンテンツ推薦、広告マーケティング等、単発的な位置情報の取得で足りるシナリオでは、ユーザーが機能画面にアクセスした時、又はユーザーが自ら情報を更新した時のみ、位置情報権限を一回のみリクエストすることができる。

⁹ 本規定第9条

¹⁰ 本規定第10条乃至第18条

- ユーザーが画像・ファイルのアップロードや送信機能を利用する場合、アプリはスマート端末が提供するストレージアクセスフレームワークを利用することができる場合、携帯電話のアルバム、連絡先、SMS、ストレージ等の権限をリクエストしてはならない。ファイル編集・バックアップ機能の提供を通じてストレージ権限を取得する場合であっても、ユーザーが自ら選択したファイル以外へのアクセスは禁止される。
- 顔、指紋、声紋等の生体認証情報を収集する場合には、特定の目的と十分な必要性が存在しなければならず、個人の権益への影響を最小限とする方法を採用するとともに、厳格な保護措置を実施しなければならない。
- 自動化された意思決定方式によりユーザーへの情報プッシュ・商業マーケティングを行う場合には、ユーザーにとって理解しやすく、アクセス・操作が容易な方法で、パーソナライズド推薦を無効にする設定オプションを設けなければならない。ユーザーがパーソナライズド推薦機能を無効にした場合、アプリは、当該ユーザーの関連個人情報をパーソナライズド推薦の目的に使用することを停止しなければならない。
- ユーザーに対し、アカウント削除のための簡便な機能を提供しなければならない。ユーザーがアカウントを削除する場合、ブラックマーケット対策やセキュリティリスク管理等、真に必要な場合を除き、アプリは、既に収集した範囲を超える顔写真や身分証明書を手に持った写真等の個人情報の追加提供をユーザーに要求してはならない。ユーザーがアカウントを削除する場合、アプリは 15 営業日以内にアカウント削除手続きを完了し、収集済みの関連個人情報を削除するか、匿名化処理を行わなければならない。

エ 組み込み SDK の管理 ¹¹

本規定は、アプリ事業者に対し、組み込み SDK の事業者との間で、個人情報の収集・利用目的、方法、種類、安全管理責任及び違約責任を契約で定めることを求める。また、組み込まれた SDK の個人情報収集・利用行為を審査するための実効性のある技術的措置を講じ、SDK による実際の個人情報収集及び権限リクエスト行為が、アプリの個人情報収集利用規則で宣言された SDK 関連内容と一致することを確保しなければならない。ユーザーからアプリに対し、個人情報の閲覧・複製・訂正・補充・削除・処理制限、アカウント削除、同意撤回等の請求があり、当該請求が SDK の個人情報収集・利用活動に関わる場合、アプリは速やかに当該 SDK にユーザー請求の内容を通知し、SDK が速やかに対応するよう督促しなければならない。

(3) SDK 運営に関するセキュリティ管理要求 ¹²

本規定は、SDK の運営セキュリティ管理に関し、以下の要求事項を定めている。

- 個人情報収集・利用規則の策定・公開
- 収集・利用規則で宣言した範囲及び業務機能の実現に必要な最小範囲内での個人情報の収集・利用、業務機能の実現に必要な最低頻度の権限リクエスト
- 機能単位での個人情報に関する設定オプションの提供
- 自動化された意思決定方式によりユーザーへの情報プッシュや商業マーケティングを行う場合には、パーソナライズド推薦の無効化オプションの提供
- ユーザー要求（個人情報の閲覧・複製・訂正・補充・削除・処理制限等。アプリ経由の場合を含む。）への速やかな対応

(4) アプリストア等に関するセキュリティ管理要求

本規定は、アプリストア等の運営セキュリティ管理に関し、以下の要求事項を定めている。

¹¹ 本規定第19条

¹² 本規定第22条乃至第25条

ア 掲載審査義務¹³

アプリストア等は、アプリの掲載審査を強化し、アプリの個人情報収集・利用に関する規範的なファイルを整備しなければならない。アプリの公開及びバージョン更新の掲載申請を受理する際には、アプリ運営者の実体、連絡先等の情報を登録・確認するとともに、当該アプリの個人情報収集・利用に関する問題、並びに違法・規制違反となる個人情報収集・利用による通報又は行政処分を受けた経緯等を記録しなければならない。関連情報が提供されない場合、虚偽の情報が提供された場合、又はアプリに個人情報収集利用規則がなく、アカウント削除機能や個人情報削除手段がない場合には、掲載を認めてはならない。

アプリストア等は、本規定の発効日から6ヶ月以内に、既に掲載しているアプリケーションの審査を完了し、審査に合格しなかったものについては、削除又は公開停止としなければならない。

イ 特定情報の表示義務¹⁴

アプリストア等は、アプリの事業者名称、連絡先、主要機能の紹介に加え、アプリの配信・ダウンロードページにおいて、当該アプリに必要な具体的な権限のリスト、及び個人情報収集利用規則の本文又はそのリンクを、明確かつ正確に表示しなければならない。違法・規制違反の個人情報収集利用により通報又は行政処分を受けたアプリについては、通報又は処分日から6ヶ月以内、配信・ダウンロードページに個人情報セキュリティリスクに関する注意喚起を掲載しなければならない。

ウ 監督協力義務¹⁵

個人情報保護職責を履行する部門が違法・規制違反の個人情報収集・利用行為を認定したアプリについて、アプリストア等は、警告、配信拒否、配信一時停止又は配信終了等の措置に積極的に協力しなければならない。

(5) スマート端末に関するセキュリティ管理要求

スマート端末の安全管理について、本規定は主に以下の要求事項を規定している。

ア プリインストール審査¹⁶

スマート端末メーカーは、アプリのプリインストール申請を受理する際、当該アプリに個人情報の収集・利用規則が存在するか、アカウント削除機能又は個人情報の削除手段が存在するかを審査し、これらが存在しない場合にはプリインストールを認めてはならない。

イ 権限リクエスト時の明示的な通知¹⁷

本規定で規定する「明示的な通知」とは、権限取得時にユーザーの同意を得ることと、実際の権限利用時の適時通知を行うことの両方を指す。具体的には、アプリがカレンダー、通話記録、カメラ、連絡先、位置情報、マイク、電話、SMS、ストレージ、身体活動等の権限を要求する場合、スマート端末のOSはポップアップ表示によりユーザーの同意を得るものとし、権限の特性に応じて、時間・頻度・精度等に基づく詳細な許可モードのオプションを提供しなければならない。アプリがマイク、カメラ、位置情報等の権限を利用している場合、スマート端末は、画面上部等の目立つ位置に、理解しやすいアイコン等の明確な表示を用いて、その利用をユーザーに正

¹³ 本規定第26条

¹⁴ 本規定第27条

¹⁵ 本規定第28条

¹⁶ 本規定第29条

¹⁷ 本規定第30条、第31条

確に通知しなければならない。

ウ 権限利用状況の正確な記録¹⁸

スマート端末は、アプリによるカレンダー、通話記録、カメラ、連絡先、位置情報、マイク、電話、SMS、ストレージ、身体活動等の権限の利用状況を正確に記録し、一元的に表示しなければならない。また、アプリがバックグラウンドで静止状態にある間における、定期的な自動起動や関連アプリの起動の状況、及びアプリによるスマート端末からのクリップボード、デバイス固有識別子、アプリケーションリスト等の個人情報収集行為についても、同様に記録・表示しなければならない。

本規定はまだ意見募集稿の段階であるものの、今後、正式に施行されれば、アプリによるセンシティブ権限の利用の規範化が進み、ユーザーの個人情報保護に寄与することが期待される。関連事業者においては、本規定の動向を注視し、必要に応じて、個人情報収集・利用規則の整備・更新及びアプリのバージョンアップ等を進めることが望まれる。

◆ 自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026年版）¹⁹

工業情報化部、国家インターネット情報弁公室、国家発展改革委員会、国家データ局、公安部、自然資源部、交通運輸部、国家市場監督管理総局
2026年1月30日制定 2026年2月3日公布 2026年2月3日施行

1. はじめに

2026年2月、工業情報化部等8部門は、「自動車データの越境移転に関するセキュリティガイドライン（2026年版）」（以下「本ガイドライン」という。）を共同で公布した。

近年、特にスマートコネクテッドカーや自動運転技術の急速な発展に伴い、自動車の設計、製造から運行に至るまで、膨大な量のデータが発生・処理されている。本ガイドラインは、こうしたビジネス環境の変化に対応し、効率的で便利かつ安全なデータ越境移転メカニズムを構築することで自動車産業の高品質発展と高水準の安全の両立を図ることを目的とし、「データセキュリティ法」「サイバーセキュリティ法」「個人情報保護法」等の法的枠組みの下、自動車業界におけるデータ越境移転の具体的な運用を明確化するものである。

本ガイドラインは、総則、重要データの判定、データ越境移転プロセス及び安全保護要求の四部分から構成され、場面に応じた重要データの判定基準の明確化、免除事由の設定、データ越境移転に係る管理体制の整備に重点を置いて規定している。

以下では、その概要を紹介する。

2. 要点

(1) 適用範囲²⁰

本ガイドラインは、自動車データ取扱者が行うデータ越境移転活動に適用される。本ガイドラインにおける「自動車データ」とは、自動車の設計、生産、販売、使用、保守管理等の過程で関与する個人情報及び重要データを指す。また、「自動車データ取扱者」とは、自動車データ処理活動において処理目的と処理方法を自主的に決定する組織・個人を指し、自動車メーカー、部品・ソ

¹⁸ 本規定第32条

¹⁹ 「汽车数据出境安全指引（2026版）」

²⁰ 本ガイドライン第一部分第(一)節

ソフトウェアサプライヤー、通信事業者、自動運転サービス事業者、プラットフォーム運営企業、販売代理店、整備機関、モビリティサービス企業等を含む。

(2) データの越境移転に関する管理方式及び免除事由²¹

本ガイドラインは、「データの越境流動規範と促進規定」等に定めるデータの越境移転に関する基本メカニズム（データ越境移転安全評価、個人情報越境移転標準契約、個人情報越境移転認証）及び免除規定を踏襲しつつ、次の自由貿易試験区における特別規定や自動車業界特有の免除事由を追加している。

- 自由貿易試験区内に登録された自動車データ取扱者が、試験区の要求を満たし、ネガティブリスト外のデータを越境移転する場合
- 脆弱性修正のため、「ネットワーク製品セキュリティ脆弱性管理規定」に基づき工業情報化部に報告済みの脆弱性データ
- インシデント対応の目的で、業界の緊急対応計画に従い工業情報化部等監督管理部門に報告済みの自動車製品・プラットフォーム等のインシデントデータ
- 欠陥除去・リコール実施のため、「欠陥自動車製品リコール管理条例」に基づき国家市場監督管理総局に届け出た OTA アップグレードソフトウェアパッケージのソースコード

これらのデータを免除対象とした趣旨は、企業に便利で迅速な越境移転ルートを提供し、脆弱性・インシデント・リスクの早期対応を促進し、国内外の自動車ユーザーの生命・財産安全を確保することにある。なお、免除対象とされている個人情報は重要データを含まないものに限られる点に留意を要する。

(3) 重要データの判定²²

本ガイドラインは、研究開発・設計、生産製造、自動運転、ソフトウェアアップデート（OTA）、コネクテッド走行など、自動車業界の具体的な業務シナリオを対象とし、各シナリオにおいて想定されるデータカテゴリー、具体的なデータ項目、その詳細な説明を明示することで、「自動車重要データ」の識別基準を大幅に明確化している。特に、重要データ該当性の判断においては、以下のような要素を組み合わせた総合的な判定ルールがシナリオごとに定められている。

- 重大プロジェクトとの関連性（例えば、国家重大科学技術特別プロジェクト、国家重点研究開発計画の支援を受けているもの）
- センシティブな地理空間情報との関連性（例えば、データの集約・分析により、機密、センシティブな地理情報データを推算できるもの。あるいは、軍事管理区、国防科学技術工業機関、又は県級以上の党・政府機関等重要な機密区域に関連するもの、若しくはこれらを集約・分析により推算できるもの）
- 公共安全との関連性（例えば、大規模イベントの警備等の管制現場状況、交通事故等突発的事件・案件の警備現場状況、その他社会公共安全に関わる行政執行活動及び従事者に関連するもの、若しくはこれらを集約・分析により推算できるもの）
- 輸出管理対象品目との関連性（例えば、輸出禁止・制限技術目録の規制対象やデュアルユース品輸出規制品目に該当するもの）
- システムの中核的機能との関連性（例えば、車両の発進走行、動力喪失、緊急ブレーキ、クルーズコントロール、車線維持、充放電制御、バッテリー温度制御に関する遠隔制御機能に関わるアップグレードソフトウェアパッケージのソースコード）
- 累積時間（例えば、道路の車両交通量、人員流動量、物流等、地級市以上の行政区の経済運行状況を反映するデータであって、かつ累計期間が 30 日以上のもの）、規模・精度（例

²¹ 本ガイドライン第一部分第(三)節

²² 本ガイドライン第二部分

例えば、実環境で収集した累計 2,000 時間以上の原画像データを含むもの、又はそれに基づき生成されたもの、対象車両台数（例えば、国内で運行する 10 万台以上の車両から収集したもの）

- 大量個人情報該当性（例えば、100 万人以上の個人情報）など

実務上、自動車データ取扱者がデータの重要度を判断する際には、本ガイドラインに基づき、まずデータカテゴリーとデータ項目の説明からデータの「属性（分類）」を特定し、その上で、定められた判定ルールを用いて「等級」を評価することで、最終的に当該データが「重要データ」に該当するか否かを判断するプロセスが求められる。

（４）データ越境移転プロセス²³

本ガイドラインは、データ越境移転の実施プロセスを以下のとおり明確化している。

- **データ識別**：重要データ目録の届出を前提に、安全評価・標準契約・認証の可否を判断する。
- **安全評価の実施（該当する場合）**：「データ越境移転安全評価弁法」「データ越境移転に関する安全評価申告ガイドライン（第 3 版）」等に基づき個人情報保護影響評価を実施し、網信部門に申告する。
- **標準契約の締結（該当する場合）**：「個人情報越境移転契約弁法」「個人情報越境移転契約に関する届出ガイドライン（第 2 版）」等に基づき個人情報保護影響評価を実施し、標準契約を締結後、網信部門に届け出る。
- **認証の取得（該当する場合）**：「個人情報越境移転認証弁法」に基づき個人情報保護影響評価を実施し、資格ある認証機関に認証を申請・取得する。

なお、安全評価において、複数の子会社が同一グループに属し、データ越境業務シナリオが類似する場合、グループ全体で一括申告することが可能である。ただし、数量分割等により安全評価を回避する行為は禁止されている。また、企業は申告時に、海外へ移転予定の重要データ及び個人情報の具体的な特徴（データタイプ、関連業界、数量規模等）の提供を求められるが、データそのものの提供は不要である。

（５）セキュリティ保護要求²⁴

本ガイドラインは、「データセキュリティ法」等の要求を踏まえ、以下の四つの側面から具体的な安全保護措置を規定している。

- **管理体制**：データ越境移転管理部門の設置、データ越境移転安全責任者の選任、データ越境移転安全管理規定の整備、内部審査承認メカニズムの構築及び審査資料の保管義務
- **技術的保護**：データ越境移転時の暗号化・改ざん防止措置（検証技術、暗号技術、安全伝送路等）、海外受信者の身元確認機能の実装、データ越境通信の全量・抽出保存（1 週間の全量保存、1 ヶ月以上の抽出保存）、データ改ざん防止及び内容解析への対応能力
- **ログ管理**：ネットワーク通信ログ（日時、IP アドレス、ポート、プロトコル、データ量等）の記録、操作ログ（ユーザー情報、操作時刻、操作種別等）の記録、ログの保存（保存期間は 3 年以上）、ログの定期的監査及び異常時の対応
- **緊急時対応**：データ違法越境移転の検知・対応能力の構築、異常行為発見時の即時対応及び監督部門への報告義務

²³ 本ガイドライン第三部分

²⁴ 本ガイドライン第四部分

本ガイドラインは、自動車業界における重要データの判定基準について、詳細かつ具体的な規範を設けるものであり、重要データの該非判定及びデータ越境移転の実施の規範化に寄与することが期待される。また、本ガイドラインは2026年版として発行されており、今後定期的に改訂される可能性が高いため、常に内容の改訂があったかどうかにも留意する必要がある。さらに、本ガイドラインの公布に関する記者会見での回答によると、本ガイドラインの公布後、工業情報化部は関係部門と連携し、重要データの識別作業を継続的に進める方針で、具体的には、関連企業に対し、重要データの正確な識別と届出を求めた上で、その届出結果を企業に通知する見込みである。

他方、本ガイドラインは、自動車データに適用されるものであるものの、主要業務シナリオごとに重要データの判定基準が設定されることやデータ越境移転の実施プロセスに関する規定は、他事業者に対しても参考に資すると考えられる。

執筆担当：楊 利涛

II. 今月の中国関連ブログ記事

2026年2月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

EUが中国の禁訴令をWTO提訴している事案の進展（MPIAによる上訴仲裁判断）	
掲載日	2026年2月25日
概要	EUが中国の禁訴令が、WTO協定の一部を構成する知的所有権の貿易関連の側面に関する協定や中国のWTO加盟議定書に違反するとして、紛争をWTO紛争解決手続に付託していた件で、上訴仲裁判断が違反と認定し、EU側の実質的勝訴とした事案について解説しています。
【緊急解説】中国による日本企業の輸出管理規制リストへの追加と実務対応	
掲載日	2026年2月27日
概要	2026年2月24日、中国商務部は日本の防衛・航空宇宙関連企業を中心とした20社を「管理コントロールリスト（管控名单）」に掲載し、さらに別の20社を「注視リスト（关注名单）」に追加したと発表しました。本措置の法的な位置づけを確認し、実務への影響と日本企業の対応策を整理しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 中国ビジネス、風を読む

中国におけるコロナ禍中の厳格なロックダウンや、不動産バブル崩壊を発端とした経済の低迷、そして高まる地政学リスク等、様々な要因により中国でのビジネス環境は近年大きく変容している。これまで中国で順調に成長をしてきた日系企業も、上記のような変化だけでなく、人件費を含む各種コストの上昇、そして中国現地企業との熾烈な競争等にもさらされ、従来のビジネスモデルからの転換や、中国からの撤退を余儀なくされているというのも現実であろう。

ただ、「撤退傾向にある」とはいつても、実際にどのような傾向なのか、ややミスリーディングでもあるので、2025年～2026年2月に限定して、インターネットで検索しうる程度で見つけることのできる日系企業の中国進出²⁵／撤退²⁶の事例を以下のようにまとめてみた²⁷。

日本企業	時期 ²⁸	業界	会社形態	都市	進出／撤退	進出／撤退方法
神戸製鋼所	25年1月9日	金属新材料	中外合弁	上海	進出	新規中外合弁
artience	25年3月31日	技術PRサービス	中外合弁	深圳	進出	新規中外合弁
小系製作所	25年4月1日	自動車電気系統	独資	福州	撤退	解散清算
マックスバリュ	25年5月15日	食品スーパー	外資合弁	広州	撤退	解散清算
サンコール	25年5月15日	自動車部品製造	独資	天津	撤退	解散清算
TBM	25年5月27日	家電部品卸	独資	上海	進出	新規独資
アーレスティ	25年6月16日	自動車部品製造	独資	広州	撤退	内資企業への持分譲渡
サイゼリヤ	25年7月1日	飲食	独資	武漢	進出	新規独資
A3	25年7月10日	エンタメ	独資	上海	進出	新規独資
ブリジストン	25年7月31日	通用倉庫	独資	瀋陽	撤退	内資企業への持分譲渡
豊田合成	25年8月29日	自動車部品製造	独資	天津	撤退	解散清算
加藤製作所	25年10月28日	金属製品製造	独資	昆山	撤退	内資企業への持分譲渡
ABC アニメーション	25年11月25日	コンテンツ	独資	上海	進出	新規独資
ポーラオルビス	25年11月27日	化学製品卸	外資合弁	北京	撤退	解散清算
三井化学	25年12月3日	有機化学原料製造	中外合弁	上海	撤退	中方への持分譲渡
MORESCO	25年12月12日	化学試剤製造	独資	天津	撤退	解散清算
富士精工	25年12月22日	金属製造	中外合弁	広州	撤退	内資企業への持分譲渡
井上石灰工業	25年12月23日	専用化学製品製造	中外合弁	青島	進出	新規中外合弁
タムラ製作所	25年12月30日	受動部品製造	中外合弁	合肥	撤退	中方への持分譲渡
日本ゼオン	26年1月7日	技術PRサービス	中外合弁	上海	進出	新規中外合弁
トーア紡	26年1月13日	不織布製造	独資	広州	撤退	内資企業への持分譲渡
マニー	26年1月14日	医療機器	独資	佛山	進出	新規独資
MTG	26年1月22日	化学製品卸	独資	上海	撤退	解散清算
ヨドコウ	26年1月28日	鋼板圧延加工	外資合弁	合肥	撤退	内資企業への持分譲渡
マクセル	26年2月2日	電池製造	独資	無錫	撤退	内資企業への持分譲渡
(合) takpa	26年2月5日	技術サービス	独資	上海	進出	新規独資
古河電工	26年2月10日	電力ケーブル製造	独資	瀋陽	撤退	内資企業への持分譲渡

²⁵ 新規進出に限らず、既に中国へ進出している企業が、中国で新たに会社設立をする場合も含む。以下同じ。

²⁶ 完全撤退だけでなく、複数ある現地法人の一部のみ撤退する場合も含む。以下同じ。

²⁷ 企業名に該当するプレス記事、報道のリンクを付しているのので、適宜参照されたい。

²⁸ 原則としてプレス、記事の公表日を記載しているが、登記上既に清算や持分譲渡に伴う株主の変更が確認されているものについては、登記上の当該日付を記載している。

日本企業	時期 ²⁸	業界	会社形態	都市	進出／撤退	進出／撤退方法
東洋紡	26年2月10日	紡織製造	独資	常熟	撤退	日本企業への持分譲渡

<類型別の件数統計>

進出	独資		6件
	内資企業との中外合併		4件
撤退	解散清算		7件
	持分譲渡	内資企業への持分譲渡	10件
		日本企業への持分譲渡	1件
合計			28件

上記はあくまでも簡単なインターネット検索で検索したのみの情報であり、大半が情報開示のある上場企業の例であるため、実際には公表されていない事例も多数あることが前提にはなるが、公表されている情報だけでいえば残念ながら撤退に関する報道の方が、進出に関する報道の倍近くに多かった。

撤退に関していえば、解散による清算に比べて圧倒的に持分譲渡による撤退の事例が多く、且つそのほとんどが中国内資企業（中外合併の合併パートナー含む。）への持分譲渡によるものであった。近時、確かにご相談を受ける中国からの撤退案件では、日系企業による中国企業への持分譲渡によるケースが比較的多く、比較的資金力のある中国企業が、日系企業の持つ技術、品質の高さの価値を見込み、これを買収するというケースが多いように感じる。他方、中国企業による日系企業の買収事例が相応の数見られることは、日系企業の技術力や品質水準は、技術力の向上している現在の中国企業からしても魅力があることの裏返しともいえる。「ピンチはチャンス」でもあり、難しい情勢にある今だからこそ、中国へ進出し勝負に出ることもやはり選択肢として外すべきでないと思う。

2025 年末以降、日中間の政治関係は悪化し続けていると言われている。ただ、筆者が本年の新年早々に北京へ出張した際には、日本人だから何か言われるとか、危険を感じるとかそういった事象は全くなく、現地の人々はこれまでと変わらず、フレンドリーだった。大規模な反日活動や破壊行為、不買運動が各地で行われた 2012 年の尖閣問題の頃とは全く様子が異なる。

2012 年当時と異なり、日本を訪れ、日本で／とのビジネスを行い、日本のことを知っている中国人の数が圧倒的に増えており、メディアの報道にあまり感情を左右されなくなっていることは大きいだろう。また、2012 年頃には今ほど発達、普及していなかった VPN も今では中国国内でも広く普及しており、今では中国でも VPN を経由して海外の情報を集めることも普通に行われている。そのため、中国国内で得られる情報のみで日中関係を見ていない人が大半というのも実態だと思う。

他方で、日本から中国への渡航者数はコロナ禍を経て大幅に減少し、その後も低調なままである。中国のことを知らない日本人が増えており、その結果、日本国内のメディア報道によってのみ中国を知り、イメージをしてしまう人が増える、という日中間の情報の非対称性が生じているように思う。政治上の関係がビジネス上の関係に全く影響がないといえば嘘になるが、それでも両者の関係は分けて考えるべきだ。

中国ビジネスを進めるかどうか、中国現地に足を運び、現地を目で見て、風を感じたうえで検討、再考をすることは、何より肝要だろう。

執筆担当：包城 偉豊

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
2026 年 1 月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資奨励産業目録（2025 年版） 対外貿易法（2025 年改正） 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法の改正案について 中国のビジネス環境は改善している
2025 年 12 月号	<ul style="list-style-type: none"> 広告引証内容執行ガイドライン(意見募集稿) 自動車業界価格行為コンプライアンスガイドライン（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 【TMI 拠点紹介ブログ Vol.3】 日本企業及び中国企業の双方にとって、相談しやすい窓口へー上海オフィスー 日中関係のビジネス現場における直近の動向
2025 年 11 月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転認証弁法 改正法 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国企業の海外進出動向
2025 年 10 月号	<ul style="list-style-type: none"> 企業が競争避止義務を実施するためのコンプライアンスガイダンス サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 電子印章管理弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
2025 年 9 月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社登記強制抹消制度実施弁法 仲裁法（2025 年改正） 企業破産法改正案（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 中国商標審査の最新状況
2025 年 8 月号	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二） ネットワーク情報部門による行政処罰裁量権基準の適用に関する規定 サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおける QR コード注文に関する個人情報保護要求（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 労働紛争に関する随想
2025 年 7 月号	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法（意見募集稿） 反不正競争法 	<ul style="list-style-type: none"> 訪日外客の構成に思うこと
2025 年 6 月号	<ul style="list-style-type: none"> 医療広告監督管理ガイドライン ライブコマース監督管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の進展 中国個人情報保護コンプライアンス監査弁法と関連法令の整理

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/ 連載・コラム
		<ul style="list-style-type: none"> ラブブの背景にある中国のグッズ経済
<u>2025年5月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国国民営経済促進法 営業秘密保護規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 上海における電気自動車の普及
<u>2025年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 顔識別技術応用安全管理弁法 企業経営異常名簿管理弁法及び企業公示情報抜取検査弁法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 中国における生成 AI 規制 中国が米インフレ削減法をWTO 提訴している事案の進展 流砂の歩き方を学ぶ
<u>2025年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流
<u>2025年2月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> AI とうまく付き合う法

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2026年2月27日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/
プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール*

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア/シドニー

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による